

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：17102  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2013～2015  
課題番号：25380307  
研究課題名(和文) EU金融システムの危機と「欧州銀行同盟」に関する研究

研究課題名(英文) Financial System Crisis and the Banking Union of the EU

## 研究代表者

岩田 健治 (IWATA, KENJI)

九州大学・経済学研究科(研究院)・教授

研究者番号：50261483

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はEU「銀行同盟」に関する総合的研究で、(1)その背景にはスペインにおける銀行政府部門間のネクサス型危機があったこと、(2)それがEU規制監督制度を基盤にユーロを支えるためのより強固な制度として構想されたものの、制度デザインにおいてなお課題が残されていること、(3)それは銀行部門で生じた非対称的ショックが政府債務危機という非対称的ショックに転嫁するのを防止する機能を有すること、(4)銀行同盟への対応として自己資本の増強を進めた大銀行グループとリスクアセットの削減を迫られたグループに大別されること、(5)それが周辺国の金融法制強化にも影響を与えつつあることなどを、総合的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Main findings of the study on the Banking Union of the EU are as follows; (1)The vicious circle between crisis of both banking systems and government debt, was the main background of the Banking Union, (2)The Banking Union is to set up on the basis of existing EU financial regulations and supervision system to reinforce financial system of the Euro Area, but still have some challenges in its design, (3)In the context of OCA theory, the Banking Union may have a function in preventing asymmetric shock within banking sector from causing asymmetric shock in the form of government debt crisis within Euro Area, (4)Under the Banking Union, European banks has forced either to reinforce their Capital or diminish their risk assets, (5)The Banking Union has also caused reforms of financial supervision and regulation in neighboring countries of the EU such as Morocco.

研究分野：地域研究

キーワード：EU(欧州連合) 銀行同盟 資本市場同盟 金融同盟 EMU(経済・通貨同盟) 最適通貨圏理論

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 2007年以降のグローバル金融危機は欧州の金融システムを危機に陥れ、その反省からEUは金融規制監督体制の根本的見直しを行ってきた。研究代表者が2009-11年度に実施した科研費研究「グローバル金融危機下のヨーロッパ金融システム」では、米国「影の銀行制度」への欧州銀行の関与について解明し、08-09年の欧州金融危機の本質が「トレーディング勘定危機」であったことを示した。

(2) しかしその後欧州経済の深刻な不況を通じて、金融経済危機が南欧諸国の政府債務危機へと転化する一方、一部のEU構成国において「バンキング勘定」本体に危機が迫った。そのため、諸国民経済の統合の結果成立しつつある「EU金融システム」と「欧州単一通貨ユーロ」が直面したこうした深刻な問題点を総合的に解明し、その解決のためにEUが2012年より新たに進めた「欧州銀行同盟」の意義と課題について、経済統合論の枠組みの中で把握する必要が生じた。

## 2. 研究の目的

本研究は欧州銀行同盟に焦点を絞り、なぜ2012年になって同構想が提起されたのか、その背景を明らかにする。同時に、その内容と影響について詳細な検討を行う中で、EU統合の深化にとって「欧州銀行同盟」が有する意義について解明することを目的とする。

背景を解明するために、はじめに「銀行同盟」形成に向けた一連のEU政策プロセスを確認する。2008-09年に欧州金融システムを襲った危機は、投資銀行部門の「トレーディング勘定」を通じて米国「影の銀行制度」関連商品等で高収益をあげた欧州大銀行を襲った「流動性ファンディング危機」であった。危機の再発防止のため、EUが金融規制面では「影の銀行制度」関連規制の新規導入、

預金保険など危機時対応法制の大幅見直しを進めた。また金融監督面では、ミクロ(ESAs 欧州金融監督機構)とマクロ(ESRB 欧州システミックリスク理事会)の両分野においてEUレベルの機構の創設でこれに応えた(=フェーズ1改革)。しかし2012年6月に欧州委員会から提案された「欧州銀行同盟」構想(=フェーズ2改革)は、フェーズ1の金融規制監督改革では取り上げられなかった新たな制度上の飛躍を含んでいる。なぜフェーズ1改革では不足が生じたのかについては、政府債務危機や実体経済の落ち込みの中で南欧諸国の銀行セクターに何が生じたのか等について解明する必要がある。

第2は、欧州銀行同盟の制度デザインの評価である。欧州銀行同盟は(1)SSM(Single Supervisory Mechanism; 一元銀行監督メカニズム)と単一ルールブック、(2)単一破綻処理メカニズム(SRM: Single Resolution Mechanism)、(3)調和化された預金保険制度を柱とするものである。銀行同盟形成に当たっては、SSMを担うECBの権限、ECBと既存のEBA(欧州銀行監督機構)との関連、ユー

ロ非導入国の位置づけ、破綻処理基金と預金保険基金との関連や、そうした基金の運営主体(構成国かEUか)など争点も多い。そのため欧州銀行同盟の最終的な制度デザインが、直面した危機の解決策として目的適格的であるか、評価を行う必要がある。

第3は、欧州銀行同盟の影響の解明である。何よりも、銀行同盟が欧州金融機関のパフォーマンスに対してもたらす影響について解明する。さらに銀行同盟がEU構成諸国やEUの周辺諸国にもたらす影響についても検討する。

以上により、欧州銀行同盟の背景・全体像・課題についてその全貌を示すことを目指す。

## 3. 研究の方法

本研究は、欧州金融規制監督システムが直面する諸課題について扱うが、研究対象自体の動きが早く、既存研究のベンチマークは存在しない。研究の機動性が求められており、長年EU金融システムとその統合を研究してきた研究代表者を核に、当該分野に精通した少数の中堅・若手研究者を結集する形で研究組織を組成した。

研究の中心は、現地文献の収集と整理・読解、各種データの収集と分析、そして欧州や周辺国における現地聞き取り調査である。とりまとめる過程で、関連する学会(日本金融学会等)での報告のほか、EUが日本に設置している研究教育拠点EUIJ(EU Institute in Japan)のうちEUIJ九州との共同研究集会および、EUIJ関西での研究報告など、日本のEU研究教育拠点とのコラボレーションを行った。また研究成果の一部は、単著や共著の形で公開されている。

## 4. 研究成果

### (1) 銀行同盟の内実とその実効性の検討

銀行同盟を構成する諸要素のうち、単一監督メカニズム(SSM)は、ユーロ圏参加国およびユーロ圏以外で銀行同盟への参加(opt-in)を希望するEU構成国の銀行に対して、本国と受入国が監督を分担する分散型の既存制度に代わり、ECBが一元的な監督を行う制度である。SSMのもと、債務危機に直面した政府への緊急支援のための欧州安定メカニズム(ESM)などが、銀行に直接資金注入することも可能となっている。

銀行同盟の第2の要素がSRM(単一破綻処理メカニズム)とSRF(単一破綻処理基金)である。2008年のリーマン・ショックから2010年までに欧州委員会が承認した銀行部門への資本注入などの補助は4兆5000億ユーロ、EUのGDPの37%に達する。こうした経緯から、納税者負担をできる限り最小化し(ペイルイン)、株主のみならず債権者をも含む負担を通じて、効率的に破綻金融機関を処理するメカニズムがEU域内市場全体で必要になった。そのために「単一破綻処理メカニズム(SRM)」の創設を謳ったSRM規則案がEUから出され、14年5月に採択されている。いまやユーロ圏とSSMに参加する他のEU構成国の

銀行は、単一破綻処理委員会(SRB: Single Resolution Board)と単一破綻処理基金(SRF)を備えた単一破綻処理制度によって支えられることになった。SRFにはユーロ圏18カ国の他、英国とスウェーデンを除く8カ国も参加しており、その規模はこれら26カ国の銀行に預けられた預金総額の1% (約550億ユーロ)となる。これを8年かけて参加国毎に積み立てて、徐々にEUレベルに移管・統合していくことになる。

こうして「銀行同盟」の二つの柱であるSSMとSRMが表裏一体となって、平時の健全性監督と、そうした監督にもかかわらず破綻が生じた際の危機時処理とを、それぞれ担う体制が構築されたことを示した(以上、図書)。

とはいえ、銀行同盟の実効性については、EU内部の南北の対立、とりわけ北部ユーロ圏諸国の反対により、必ずしも当初のEU提案通りになっていない部分も多い。SSMのうち直接ECBが監督する銀行数は大手128銀行に限られている点、SRMの積立額が総額550億ユーロと比較的控えめな金額になっている点、預金保険制度についても当初の欧州単一制度から後退し各国預金保険制度間の調和に留まった点(ただし2015年の『EMUの完成に向けて』(EU5首脳報告)で単一制度案は復活)、銀行同盟参加国と非参加国の間に溝が存在する点など、「限界」がなお存在するものと考えられており、今後の展開の中で、そうした限界が露呈することになるのか、注視する必要がある(図書 第5章)。

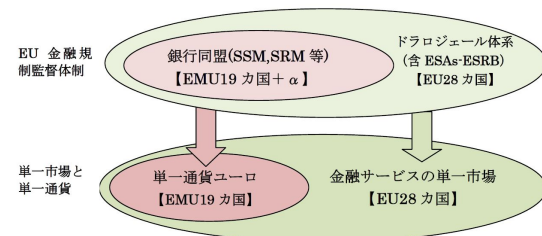
## (2) 銀行同盟の背景 ス페인銀行部門と政府部門との間で生じたネクサス型危機:

1970年代に議論が開始されたEC-EU通貨統合の歴史上、その要素として「銀行同盟」が俎上に上ったのは今回が初めてである。そのため、ここに来て、なぜ単一通貨に「銀行同盟」が必要とされるに至ったのかについて、EU通貨統合の脈絡の中で検討を行った。最初に「銀行同盟」案が出されたのは2012年夏だが、同年5月、スペインにおいて世界金融経済危機後の不良債権増大によるバンキング勘定劣化(とりわけ同国第4位の貯蓄銀行バンクアの経営危機)と政府債務危機が相互に結び付き、銀行部門-政府部門のネクサス型危機へと陥っていたことを指摘した。こうしたネクサス型危機の背後には、1975年の低成長波動への移行後の先進諸国に共通する資金循環構造(=国債の大量発行、企業からの貸出需要の減退に直面した銀行部門による国債大量保有)がある。スペインで生じたこうしたネクサス型危機こそが、EU通貨統合史上初めて域内銀行システムの安定と銀行救済・破綻処理時の政府依存からの脱却(ペイル・イン)が通貨同盟の生存にとって不可欠の要件となっていることを示し、EUによる銀行同盟創設提案をもたらした要因であることを明らかにした(図書)。

## (3) 銀行同盟の位置付け - EUの金融規制監督との関連で:

1992年の市場統合を通じて出現した「EU金融システム」は、2008年以降の世界金融経済危機と、それが惹起した2010年以降のユーロ圏政府債務危機という、二つの歴史的危機に襲われた。これに対してEUは、前者に対しては2009年の『ド・ラロジュール報告』を起点とするEU金融規制監督体制の飛躍的強化、後者に対しては2012年12月にヘルマン・ファンロンプイ欧州理事会議長らEU4首脳が公表した『真のEMUに向けて(EU4首脳報告)』で「銀行同盟(Banking Union)」の創設を打ち出し、これに応えた。そこで、本研究ではまず、ユーロ圏独自の金融監督体制である「銀行同盟」と、EUの既存の金融規制監督体制との間の関連について整理を行い、「銀行同盟」により、「単一市場」を支える規制監督システムを基盤として、「単一通貨」をも支えるより強固な規制監督システムが構築されつつあることを、以下の図の通り明らかにした(雑誌論文)。

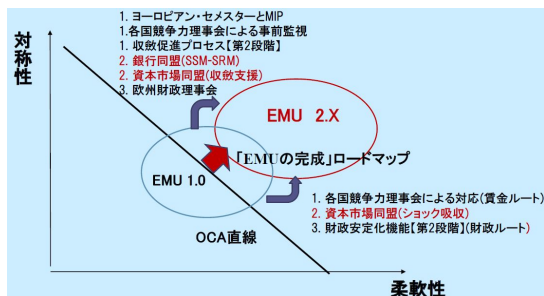
単一市場と単一通貨を支えるEU金融規制監督体制



出所) European Commission, ECB等の各種資料より筆者作成。

## (4) 銀行同盟の位置付け 最適通貨圏

(OCA)理論との関連で: 単一通貨圏の長期的な生存根拠を示すOCA理論の中で、銀行同盟はどのように位置付くのかについて検討を行い、SSMにより「域内で均質な銀行監督」が保証され、監督の質的相違が特定国に銀行破綻などのショックをもたらす可能性を低下させていること、SRMによる「ペイルイン」原則の導入が、銀行と財政の危機の連鎖を一定程度遮断し、特定国(スペインやアイルランド等)に本拠を置き域内の複数の諸国で支店展開を行うような「主要銀行」が破綻しても、それが従来のように当該国の財政を直撃する可能性は小さくなることを指摘した。そして銀行同盟がもつこうした機能について、民間(銀行部門)で生じた非対称的ショックがSRMという民間の資金移転メカニズムにより吸収され、特定国の政府債務危機という非対称的ショックに転嫁するのを防止する仕組みであると位置付けた(雑誌論文、学会発表)。



### (5) SSM 下の欧州銀行業 - 自己資本への影響

**影響**：銀行同盟はユーロ圏銀行業にどのような影響をもたらしているのか。一連の危機によってその自己資本を大きく毀損させた欧州銀行は、バーゼル の導入に加え、銀行同盟のSSM単一監督メカニズムにおけるモニタリングから来る自己資本増強の圧力に直面している。こうした観点から通貨同盟と金融市場に関する分析を行った。自己資本比率の調整手法についてまず詳細を確認した上で、個別銀行のマイクロデータを用いて自己資本比率の回復状況を分析した。1つ目の分析は自己資本比率の変動を変動に貢献する要因に分解して欧州銀行の一般的な動向を記述統計量によって確認した。結果は自己資本の増加とリスクウェイトアセットの減少がともに10%程度であるというものであったが、各変数の標準偏差が大きいことから銀行間で動向にバラツキがあることを示唆するものであった(雑誌論文)。

### (6) SSM 下の欧州銀行業 - 一様でない危機からの回復過程

**回復過程**：次に、自己資本比率の動向に関係する4つの変数を基準として非階層的クラスター分析の1つであるX-means法によって銀行の回復過程を分類した。結果は銀行を6つのグループに分類するものとなったが、調整手法の観点からは自己資本の増強を進めたGSIBを多く含むグループとリスクウェイトアセットの削減を迫られたグループに大別されることが分かった。個別行ごとの調整過程を分類して示すことができたことは欧州銀行業の現状について全般的な構図を描く作業であったとともに、欧州銀行の今後の展開を評価するための基準、かつ、注目が集まる銀行同盟の成否を評価するための基礎資料を提供したと位置づけられよう(雑誌論文)。

### (7) 調和化された預金保険制度から EDIS へ

**EDIS へ**：銀行破綻時の預金者保護のための預金保険制度についても、危機の中で大きな深化を遂げた。EUレベルでの預金保険法制が最初に整えられたのは1994年の預金保険指令によってである。EUの「最低限調和原則」により、預金の最低保証額は2万ユーロと定められ、各国は2万ユーロ以上であれば自由に預金保険の保証額を定めることができた。単一免許制度を利用して域内各国に展開している銀行には「本国監督原則」が適用されるので、08年の金融危機の際には、保証額がより高い

国を「本国」とする銀行に預金が大量流出する結果となった。そこで「最低限調和」と「本国監督」という分権方式が改められ、2009年3月には預金保証額が一律10万ユーロに引き上げられて調和化された。その後2010年7月の修正指令案では、破綻時の迅速な払い戻し、基金のあるべき規模、事前積立を中心とする積立方式、資金不足時の他国基金からの借入などが提案され、14年5月にSRM関係のEU法と一体で採択されている。

さらに2015年6月、ジャン=クロード・ユンカー欧州委員会委員長をはじめとするEU5首脳は『欧州におけるEMUの完成に向けて(EU5首脳報告)』を公表し、「深化した公正な真の経済・通貨同盟(EMU)」を遅くとも2025年までに完成させるためのロードマップを提示した。そこでは2012年『真のEMUに向けた(EU4首脳報告書)』では断念されていた欧州レベルでの預金保険制度EDIS(a European Deposit Insurance Scheme)が明確に提案されている。EDISは既存の各国預金保険制度を基礎に再保険を活用して「各国の財源とは切り離されたより欧州的なシステム」の構築を目指す試みとなっている(学会発表)。

### (8) 「金融同盟」による「銀行同盟」と「資本市場同盟」の包摂

**包摂**：2015年6月の『欧州におけるEMUの完成に向けて(EU5首脳報告)』では、「銀行同盟」と並び、雇用と成長のための3,150億ユーロのEU投資パッケージを支える「資本市場同盟」が新たに提案され、両者が「金融同盟」という概念で括られている。このことは、EU金融システムの安定と発展のために間接金融・直接金融双方のEUによる政策展開が求められていることを示している。しかしながら「金融同盟」を構成する、これら二つの「同盟」の対象・目的・完成時期は大きく異なっており、これら二つの同盟がEU金融システムに及ぼす影響に関するより総合的な研究が求められている(学会発表)。

### (9) 銀行同盟の近隣諸国への影響

**近隣諸国への影響**：銀行同盟は、ユーロ圏のみならず、EUに隣接する非解明国にも影響を及ぼし始めている。近年EU単一市場への自発的統合を進めるモロッコを対象に、現地調査を通じて同国銀行法の改正内容を経年で分析した。2015年度、2016年度に実施したモロッコ中央銀行での聞き取り調査により、近年では預金保険制度と銀行監督に関する項目の改正が進んでいることが明らかになった。モロッコ中央銀行は、定期的にフランスのPrudential Supervisory Authority (Autorité de Contrôle Prudentiel -ACP)を中心とするアドバイザーボードとの協議を重ね、プルーデンシャル政策およびリスク管理に関連する法規を強化してきた(雑誌論文)。

以上の研究全体を通じて、1960年代に始まるEEC-EC-EUの金融・通貨統合の歴史と統合

に係る理論の中に「欧州銀行同盟」を位置付け、それが欧州域内の銀行業や周辺諸国に及ぼす影響についても、実証分析や聞き取り調査を通じて明らかにできた。さらに 2015 年より「銀行同盟」を包摂する形で構築されようとしている「金融同盟」が、EU 金融システムに及ぼす影響に関する総合的な研究という次なる課題も示すことができた。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計 14 件)

高崎春華、「モロッコ銀行セクターと EU 金融ネットワークの南への展開」、*Discussion Paper No.15-2*、2015 年 3 月、大東文化大学経済研究所。

山口昌樹、「欧州銀行における自己資本比率の動向 - 変動要因と構図 - 」、『経済学論纂』、第 55 巻第 5・6 合併号、中央大学経済学研究会、2015 年、220-244 頁。

岩田健治「EU 経済 域内収斂再建に向けた制度改革」日本国際問題研究所『国際問題』No.641、5月号、2015年5月、16-26頁。

岩田健治「ユーロ圏『銀行同盟』の意義と課題」(経済理論・分析の窓)、内閣府経済社会総合研究所『Economic & Social Research』No.8、春号、2015年2月、13-15頁。

岩田健治「姿を現した欧州銀行同盟 ユーロを支える新しい金融規制監督制度」『ユーラシア研究所レポート』2013年9月7日号、総頁5頁(Web版)。

### 〔学会発表〕(計 11 件)

岩田健治、神戸大学六甲フォーラム・EUIJ セミナー「ユーロ制度の改革について 経済・金融・財政同盟に向けた新たな動き」、2016年3月4日、神戸大学、兵庫県神戸市。

岩田健治、「ユーロ制度改革と金融同盟」、日本証券経済研究所・ヨーロッパ資本市場研究会、2015年12月21日、同研究所、東京都。

岩田健治、「欧州銀行同盟の背景と意義について」日本証券経済研究所・ヨーロッパ資本市場研究会、2014年10月6日、同研究所、東京都。

高崎春華、「モロッコの金融セクターと EU 金融ネットワーク」、日本金融学会西日本部会2013年度第1回例会/九州経済学会第63回大会、2013年12月7日、大分大学、大分県。

山口昌樹、「銀行同盟 - 論点整理」、EUIJ 九州フォーラム、2013年7月13日、九州大学、福岡市。

岩田健治、佐藤秀樹「ユーロ危機と金融監督 - 『バンキング・ユニオン』という視点 - 」への予定討論、2012年5月26日、一橋大学、東京都。

### 〔図書〕(計 3 件)

星野郁、日本経済評論社、『EU 経済・通貨統合とユーロ危機』、2015年、総頁346頁。

田中素香、長部重康、久保広正、岩田健治、有斐閣、『現代ヨーロッパ経済 第4版』2014年、総頁数491頁中、「第7章 ヨーロッパの金融システム」(195-225頁)「第11章 イギリスと EU 経済」(318-347頁)等を担当。

久保広正、吉井昌彦編著、バニンコバ(花田)・エバ、勁草書房、『EU 統合の深化とユーロ危機・拡大』、第5章「ユーロ拡大とユーロ危機」、78 - 100頁を担当。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

岩田 健治 (IWATA, Kenji)  
九州大学・経済学研究院・教授  
研究者番号：50261483

### (2) 研究分担者

星野 郁 (HOSHINO, Kaoru)  
立命館大学・国際関係学部・教授  
研究者番号：3431531520

山口 昌樹 (YAMAGUCHI Masaki)  
山形大学・人文学部・教授  
研究者番号：1150120727

BANINCOVA, Eva  
神戸大学・経済学研究科・准教授  
研究者番号：1450192627

高崎 春華 (TAKASAKI Haruka)  
大東文化大学・経済学部・助教  
研究者番号：1710292628